

個人事業者のための 記帳申告指導のご案内

無料!!

個人事業者は記帳・帳簿等の保存義務があります!!

消費税の区分経理が
わからない。

青色申告にしたんだけど
記帳方法がよくわからない。

新規開業したが、
経理処理が不安…

税理士が無料で
記帳や申告の指導を
いたします!

対 象 者

税理士関与のない個人事業者

内 容

記帳の仕方についての説明や決算処理、確定申告書の書き方、
e-Taxを利用した申告手続きに関する個別相談
※原則1年間に限った受講となります。
※受講回数は申告区分により異なります。

実施期間

令和5年5月1日～令和6年2月15日の間に最大計6回まで
(1回あたり、60分程度)

受講方法

自宅又は事業所からウェブ会議システムを利用した指導
※初回指導日までに、各自で受講に必要な機材(パソコン、ウェブ
カメラ、ウェブ環境等)をご準備いただく必要があります。

受 講 料

無 料

申込期限

令和5年10月31日(火)
※令和5年11月1日以降にお申込みの方は、令和6年度の受講
となります。

申込方法

当会ホームページ(<https://www.kinzei.or.jp/consult/kityou.html>)又は
裏面の申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。
※申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。



信頼のマーク・税理士バッジ

近畿税理士会

詳しくはホームページをご覧ください。

近畿税理士会 | 検索

近 畿 税 理 士 会 行

近畿税理士会・記帳申告指導申込書

貴会が実施する記帳申告指導を受けたいので申し込みます。
なお、ウェブ会議システムを利用した指導について、次のいずれの条件も了承しています。
(了承いただける場合には、□にチェック☑をお願いいたします)
□ウェブ会議システムを利用した指導を希望しており、指導を受けるための環境を用意しています。
□貴会の事情により、指導を受けることができない可能性があることを了承しています。

事業所名 (屋号)	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	() 歳
代 表 者 住 所	〒 - TEL
事 業 所 所 在 地	〒 - TEL
連絡の取れる電話番号	
メー ル ア ド レ ス	※携帯電話・スマートフォンの契約時に付与されるキャリアメールのメールアドレスは不可
業 種	申告区分：青色・白色
事 業 開 始 日	事業開始 年から
会計ソフトによる指導	会計ソフトによる指導を (希望する・希望しない) 使用している会計ソフト ()
税理士又は税理士法人の 関与 (※1)	税理士又は税理士法人へ申告業務の依頼や相談等を (している・していない)
税務署による記帳指導 (※2)	(申込していない ・ 申込済 ・ 申込予定)
受 講 可 能 な 曜 日 時 間 帯 (※3)	受講可能な曜日：月・火・水・木・金 時間帯：()
本 事 業 の こ と を 知 っ た 媒 体	このチラシ (入手した場所)・当会ホームページ 税務署からの紹介・税理士からの紹介・その他 ()

※1 税理士又は税理士法人が関与している方、高額所得者は受講いただけませんので、ご了承ください。
※2 原則として、過去にこの指導を受けられた方は受講いただけません。また、税務署による記帳指導の申込をされた方も受講いただけません。
※3 指導を受けていただく日時及び時間帯は、担当税理士とご相談いただくこととなりますが、原則として、平日の夜間及び土・日・祝日の指導は行っておりません。
※4 本申込書に記載いただいた事項は、本事業以外の目的に使用いたしません。